

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

柳井市中小企業等採用活動デジタル化促進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山口県柳井市

3 地域再生計画の区域

山口県柳井市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本市では、中小企業における「人手不足」が深刻化しており、そのことは、有効求人倍率からも読み取ることができる。「人手不足」の要因としては、少子化や若者の流出による生産年齢人口の減少や、採用業務におけるデジタル化の遅れなどが挙げられる。また、人口減少のみならず、民間事業所数や従業者数の減少も顕著である。将来像である「中小企業の振興」を実現し、地方創生を図るには、こうした課題を克服していく必要がある。

【人口減少】

本市は平成17(2005)年に、1市1町が合併し発足したが、合併当初の人口は35,927人であった。地域経済分析システムによれば、令和2(2020)年の総人口は30,799人、そのうち生産年齢人口は15,268人にまで減少している。そして、令和27(2045)年には、総人口21,059人（減少率31.6%）、生産年齢人口に至っては9,907人（減少率35.1%）にまで減少する見込みである。

【人手不足】

地方における人手不足はますます深刻化している。日本商工会議所が昨年実施した調査によれば、「人手が不足している」との回答は68%に上り、2015年の調査開始以来最大となっている。本市においても「求人票を出しても、まったく応募がない」「人手が足りず事業活動に支障が出ている」との声が多く寄せられている。人手不足の最大の要因は、少子高齢化の進行や若者の転出による生産年齢人口の減少といえるが、インターネットが求人媒体の主流となる中、中小企業における採用活動のデジタル化の遅れもその一つの要因と考えられる。多くの中小企業では、広報業務や採用業務に専任の担当者を置く余力はなく、また、こうした業務を効率的に担えるデジタル人材を雇用することも難しいという状況がある。

【有効求人倍率】

本市における令和6年4月から11月までの有効求人倍率の平均値は1.97倍となっており、全国平均1.24倍、山口県平均1.46倍を上回る高い水準にある。このことは、地域における人手不足が全国的にも顕著であり、企業の人才確保が特に困難な状況を示している。

【事業所数・従業者数】

事業所・企業統計調査及び経済センサスによれば、平成13(2001)年から令和3(2021)年までの20年間で、本市の民間事業所数は2,271から439減少して1,832（減少率19.3%）に、従業者数は15,366から1,464減少して13,902（減少率9.5%）となっている。なお、同期間（平成13年3月31日～令和3年3月31日）の人口は9.9%減少している。

4－2 地方創生として目指す将来像

【概要】

【本市の概要】

本市は、山口県の南東部に位置し、白壁の町並みや茶臼山古墳、大畠瀬戸の渦潮、多島美を誇る瀬戸内海、緑豊かな里山などに象徴される美しい景観や豊かな自然環境に恵まれ、半島・島しょ部は瀬戸内海国立公園にも指定されている。気候は、温暖多日照で比較的雨が少なく、過ごしやすい瀬戸内海型気候区に属している。また、古くから水陸交通の要衝として知られ、江戸時代には瀬戸内屈指の商都として繁華を誇り、地域の伝統行事が當々と受け継がれるなど、多くの有形無形の歴史的・文化的遺産を有している。さらに、明治維新の先覚者の一人である僧月性をはじめ、それぞれの時代・分野において傑出した人材を輩出するなど、様々な魅力と個性溢れるまちである。

【本市の目指す将来像】

本市は歴史的に商都として栄えてきたが、人口減少や少子高齢化の進行という厳しい環境変化の中で、経済活動の縮小傾向に歯止めがかからない状況である。本市においては、近年大手企業の進出があったものの、中小企業の復活なくして地方創生は難しいと考えられる。そのため、中小企業の直面する「人手不足」という問題を解消し、中小企業が地域の牽引者として、持続可能な地域づくりの一翼を担う存在となる、そのような将来像を目指すこととする。

【数値目標】

KPI①	地域における新規雇用者数							単位	人
KPI②	-							単位	-
KPI③	-							単位	-
KPI④	-							単位	-
	事業開始前 (現時点)	2024年度 増加分 (1年目)	2025年度 増加分 (2年目)	2026年度 増加分 (3年目)	2027年度 増加分 (4年目)	2028年度 増加分 (5年目)	2029年度 増加分 (6年目)	KPI 増加分 の累計	
KPI①	0.00	5.00	5.00	5.00	-	-	-	15.00	
KPI②	-	-	-	-	-	-	-	0.00	
KPI③	-	-	-	-	-	-	-	0.00	
KPI④	-	-	-	-	-	-	-	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

柳井市採用活動デジタル化促進事業

③ 事業の内容

本市の地方創生の実現における構造的な課題を踏まえ、中小企業の採用活動のデジタル化を促進することで採用力の向上を図り、人手不足の解消・改善を実現するため、「柳井市採用活動デジタル化促進事業」を実施する。具体的には、以下の費用を対象として中小企業に補助金を交付する。

- ・オンラインでの会社説明会や採用面接を可能とするウェブ環境整備のためのハードウェア等の購入費又はリース料及び当該ハードウェア等の導入後の操作説明に係る費用
- ・民間の人材紹介会社や公的機関が主催するオンラインでの会社説明会や採用面接会への参加料
- ・就職・転職情報サイトに採用情報を掲載するために必要な費用（基本料金、オプション料金等）
- ・採用に関するホームページの新規作成又は改修を外部に委託する費用

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

本事業の実施を通じて、市内中小企業等の事業の継続・拡大を促進し、雇用の創出及び地域経済の発展・活性化を図る。そのことによる税収増加等の費用対効果を生み出し、3年後の自立を目指す。

【官民協働】

民間事業者の雇用者数を増加させることにより、事業の継続・拡大を図る。それにより、本市における経済活動の活性化や労働人口流入の促進・税収の増加につながる。

【地域間連携】

本市が本事業により成功事例を示すことで、周辺4町（周防大島町、上関町、田布施町、平生町）においても、同様の事業へ取り組むことを促し、将来的に1市4町における中小企業等の人手不足の問題を解消し地域経済の活性化を目指す。

【政策・施策間連携】

市内への定住促進に係る制度との相乗効果により、市内企業への就職を促進する。これらの政策を連携して推進することにより、本市が抱える課題のひとつである人口減少の抑制を目指す。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

市内中小企業者等の採用活動デジタル化に対する支援

理由①

市内中小企業者等が、インターネットを活用し採用活動を行うことで、採用情報を求職者へ広く周知することができ、生産年齢人口の流入が期待できるため。

取組②

該当なし。

理由②

取組③

該当なし。

理由③

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4-2の【数値目標】と同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 8 月

【検証方法】

市長を本部長とする「柳井市まち・ひと・しごと創生本部」において、総合的な進行管理を行うとともに、産官学金労言等で構成する「柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」において、成果検証と今後の施策展開についての意見聴取を行う。

【外部組織の参画者】

【柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会】

柳井商工会議所、大畠商工会、柳井青年会議所、柳井公共職業安定所、県柳井県民政局、大島商船高専、市青少年育成センター、柳井商工会議所金融部会、柳井地区労働者福祉協議会、周防ケーブルネット、柳井市女性団体連絡協議会、こそだてネットワーク柳井、柳井市地区コミュニティ連絡協議会、市民からの公募委員

【検証結果の公表の方法】

検証後、市ホームページにおいて公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 1,200 千円

⑧ 事業実施期間

2024年4月1日 から 2027年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1)該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2)該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3)該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に

7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。